

令和 7 年 4 月施行 イノベーション拠点税制の徹底分析：制度概要、導入背景、国際比較、企業への影響と政策的意義

Gemini Deep Research

I. Executive Summary

令和 7 年 4 月 1 日に施行されるイノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）は、イノベーションに関する国際競争が激化する中で、日本が研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を促進することを目的として創設されました¹。本制度の中核となるのは、特許権および AI 関連のプログラムの著作物から生じる特定の所得に対して、**30%**の所得控除を認める措置です¹。この税制は、研究開発の成果を社会実装につなげる動きを後押しし、国内におけるイノベーションの活性化を図るという政府の強い政策的意図を反映しています¹。

本報告書では、イノベーション拠点税制の基本的な仕組みから、導入の背景や政策的意図、諸外国における同様の制度との比較、企業が得られる利点と制度設計上の課題、企業や専門家の反応、さらには産業政策上の意義や国際的な影響までを深く掘り下げて分析します。諸外国で導入されているパテントボックス税制との比較を通じて、日本の制度設計の特徴や国際的な競争力における位置づけを明らかにします。また、制度の導入が企業の研究開発投資や経営戦略に与える影響、専門家からの評価を検証し、本税制が日本の産業構造の高度化や国際競争力の強化にどのように貢献しうるかを考察します。最後に、国際的な税制調和や租税回避防止の観点から、本税制が国際社会に与える可能性のある影響についても分析を行い、ビジネス戦略や政策提言に活用できるよう、明確な見解と情報源を添えて提示します。

II. Understanding the Innovation Hub Tax System

2.1 Core Principles

イノベーション拠点税制は、特許権や AI 関連のプログラムの著作物といった特定の知的財産から生じる所得に対して、課税所得の **30%**を控除するという仕組みです¹。これにより、対象となる所得に対する法人税負担が軽減されることとなります³。本制度は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用される 7 年間の時限措置として導入されます²。この期間限定の措置であることから、政府は制度の効果を検証し、期間満了後の取り扱いについて改めて検討するものと考えられます。企業にとっては、この期間内に制度を最大限に活用するための戦略が重要となります。

2.2 Definition of Eligible Intellectual Property

本税制の対象となる知的財産は、主に特許権（特許法に基づく登録、または同等の海外制度に基づく登録）と、AI 関連のプログラムの著作物です¹。特許権については、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得（日本においては特許設定登録日）されたものが対象となります³。これには、特許権の存続期間が延長されたものや、希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）の指定を受けた薬剤に関する権利なども含まれる場合があります¹³。一方、AI 関連のプログラムの著作物については、令和 6 年 4 月 1 日以後に製作が完了したものが対象です³。これには、機械学習に必要なプログラム、機械学習アルゴリズムそのもののプログラム（基盤モデルや個別特化モデル）、そして機械学習をサポートするプログラム（例えば RAG など）が含まれます³。ただし、データ収集ツールなど、AI 開発に限定されない汎用的なプログラムは、原則として対象外となります³。この制度が特許と AI に焦点を当てていることは、政府がこれらの分野における技術革新を特に重視していることを示唆しています。一方で、実用新案権や意匠権、営業秘密などが対象に含まれていない点は、関連する事業を行う企業にとっては制度の恩恵が限定的となる可能性があります¹⁶。

2.3 Scope of Eligible Income

所得控除の対象となるのは、対象となる特許権または AI 関連プログラムの著作物のライセンス取引から生じる所得（ライセンス所得）と、これらの知的財産の譲渡取引から生じる所得（譲渡所得）です¹。医薬品開発におけるマイルストーン収入のように、一定の開発成果に応じて支払われる収益もライセンス料に含まれる場合があります¹⁰。ただし、関連者（法人税法上の特殊関係者、外国法人を含む）との間の取引から生じる所得や、外国法人との間の譲渡所得は原則として対象外となります³。また、対象となる知的財産を組み込んだ製品の販売による収益は、直接的には本税制の対象とはなりません⁷。ただし、対象知的財産と一体不可分なノウハウ等を含む取引については、一定の要件を満たす場合に、その取引の対価を対象所得とすることが認められる可能性があります⁴。関連者との取引が除外されているのは、多国籍企業による意図的な利益移転を通じた租税回避を防止する目的があると推測されます。製品販売による収益が原則対象外である点は、知的財産そのものの取引に焦点を当てた制度設計であることを示しています。

2.4 Application Requirements and the "Self -Created Ratio"

イノベーション拠点税制の適用を受けることができるのは、法人税法上の青色申告書を提出する法人であり、その他の特別な要件は特に設けられていません³。ただし、対象となる知的財産から生じる所得を得ていることが前提となります³。本税制の適用にお

いて重要な概念となるのが「自己創出比率」です³。これは、対象となる知的財産の取得または製作のために要した研究開発費のうち、主に国内で自ら行った研究開発費の割合を示すもので、この比率に応じて所得控除額が調整されます³。自己創出比率の計算においては、「適格研究開発費」という概念が用いられ、他の者から権利を取得した知的財産に係る研究開発費や、国外関連者への委託研究開発費、国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費などは除外されます³。制度導入後の一定期間（令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）は、企業全体の研究開発費を用いて自己創出比率を計算する経過措置が設けられていますが、その後は、対象となる知的財産に直接関連する研究開発費に基づいて計算する必要があります³。この自己創出比率の導入は、OECD の BEPS プロジェクトにおける「ネクサス・アプローチ」に沿ったものであり、税制上の優遇措置が、実際に国内で行われた研究開発活動に結びついていることを保証する仕組みとなっています³。経過措置期間の終了後は、より厳密な研究開発費の管理と紐付けが求められるため、企業は対応が必要となります。

III. Genesis and Strategic Intent

3.1 Addressing the Intensifying Global Competition for Innovation Hubs

イノベーション拠点税制が導入される最大の背景には、イノベーションに関する国際競争の激化があります¹。各国が研究開発拠点の誘致や国内のイノベーション促進に力を入れる中で、日本も税制面からの支援を強化し、研究開発拠点としての魅力を高める必要に迫られていました¹。特に、知的財産は国境を越えた取引が容易であるため、各国は自国に知的財産を留め、そこから生じる収益を確保するための税制を整備しています。日本もこの流れに対応し、より魅力的な税制環境を提供することで、国内での研究開発投資を促進し、海外への流出を防ぐとともに、海外からの投資を呼び込むことを目指しています⁷。他国が同様の制度を導入している現状を踏まえ、日本も競争力のある税制を整備することで、国際的な研究開発拠点としての地位を確立しようとする政策的意図が強く働いています。

3.2 Incentivizing Private Sector Investment in Research and Development

政府がイノベーション拠点税制を通じて達成しようとしている重要な政策的意図の一つが、民間企業による無形資産への投資と研究開発活動のさらなる促進です¹。研究開発の成果である知的財産から生じる所得に対して減税措置を適用することで、企業は研究開発投資に対する収益性を高めることが期待できます⁷。これにより、企業はより積極的に研究開発に資源を投入し、新たな技術や製品の開発を加速させることが期待されます。また、得られた収益を再投資することで、さらなるイノベーションの創出を促すという好循環を生み出すことも目指しています⁷。従来の研究開発税制が研究開発の初期

段階（インプット）に着目した支援であったのに対し、イノベーション拠点税制は研究開発の成果（アウトプット）に着目した支援であり、両者が相乗効果を発揮することで、より効果的なイノベーション促進が期待されています⁷。

3.3 Adherence to International Tax Standards and the OECD BEPS Framework

イノベーション拠点税制の制度設計においては、OECD（経済協力開発機構）の BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト、特に Action 5（有害な税務慣行への対抗）において提唱された国際的なルールとの整合性が強く意識されています³。本税制に導入された「自己創出比率」の考え方、すなわち、税制上の優遇措置を、実際に国内で行われた研究開発活動の規模に応じて制限する仕組みは、「ネクスス・アプローチ」と呼ばれるもので、BEPS プロジェクトにおいて、税源浸食のリスクを回避するために推奨されているものです³。関連者との取引を原則として対象外としている点も、BEPS プロジェクトの趣旨に沿った措置と言えます³。このように、日本のイノベーション拠点税制は、国際的な税制の調和を図り、租税回避行為を防止するという観点からも、慎重に設計されていることがわかります。国際的なルールに準拠することで、本税制が他国から「有害な税制」とみなされるリスクを低減し、国際的な協調の下でイノベーションを促進する環境を整備しようとする意図が明確に表れています。

IV. Global Landscape: An International Comparison

4.1 Prevalence and Objectives of Patent Box Regimes

知的財産から生じる所得に対する優遇税制、いわゆるパテントボックス（またはイノベーションボックス）税制は、研究開発投資を促進し、知的財産の商業化を奨励するために、多くの国で導入されています⁷。これらの制度は一般的に、特許権などの特定の知的財産から得られる所得に対して、通常の法人税率よりも低い税率を適用するものです²²。各国は、このような税制を通じて、自国を研究開発活動にとって魅力的な拠点とし、知的財産に関連する経済活動を誘致しようとしています。制度の具体的な設計、対象となる知的財産の範囲、税率などは国によって大きく異なっています²²。世界各国でパテントボックス税制が広く採用されていることは、知的財産がグローバル経済において重要な役割を果たしており、各国が税制を通じてその育成と活用を競っている現状を示しています。

4.2 Examples of Established Patent Box Regimes

オランダは、2010 年に導入した新しいパテントボックス制度において、適格な IP 所得に対して軽減税率を適用しています⁷。この制度は、OECD のネクスス・アプローチ

に沿っており、オランダ国内で行われた研究開発活動に直接関連する IP 所得が優遇の対象となります²¹。オランダの税務当局には、イノベーション・ボックスに関する専門の部署があり、納税者との連携を図っています²⁴。一方、イギリスは 2013 年 4 月からパテントボックス制度を導入し、特許権など特定の知的財産から生じる利益に対して、段階的に税率を軽減し、最終的に 10%の法人税率を適用しています²²。イギリスの制度では、企業が適格な知的財産に関連して適格な開発活動を行っていることが求められる「開発条件」が存在します²⁷。フランスもイノベーションボックス税制を導入しており、特許権やソフトウェアの著作権などから生じる所得に対して、軽減税率を適用しています⁷。ベルギーでは、「イノベーション所得控除」という制度があり、純イノベーション所得の 85%を課税ベースから控除することが可能です²²。アイルランドも、知的財産所得に対する低い法人税率を提供しており、多くの多国籍企業にとって魅力的な拠点となっています²²。これらの事例からわかるように、各国はそれぞれの経済状況や産業構造に合わせて、パテントボックス税制を設計・運用しています。

4.3 Comparative Analysis with Japan's Innovation Hub Tax System

日本のイノベーション拠点税制は、特許権および AI 関連プログラムの著作物から生じる所得に対して 30%の所得控除を認めるものであり、これは法人実効税率ベースで約 20%の税率に相当するとされています⁵。この税率は、オランダの 9%やイギリスの 10%、フランスの 10%といった主要なパテントボックス導入国と比較すると、やや高い水準にあります⁷。また、対象となる知的財産の範囲も、当初は特許と AI 関連ソフトウェアに限定されており、イギリスのように他の知的財産権を含む可能性のある国と比較すると、狭いと言えます¹³。しかし、制度開始後、対象範囲の見直しも検討されることが示唆されています⁷。自己創出比率に基づいて税制上の優遇措置を制限する仕組みは、OECD のネクサス・アプローチに沿ったものであり、国際的な潮流に合致しています³。日本の制度は、国際的なルールを遵守しつつ、特定の分野に焦点を当てることで、国内の研究開発投資を促進しようとする意図が窺えます。今後の制度運用や効果検証を通じて、税率や対象範囲の調整が行われる可能性も考えられます。

V. Navigating the System: Advantages and Challenges

5.1 Potential Advantages for Businesses

イノベーション拠点税制の導入により、企業はいくつかの重要な利点を得ることが期待されます。最も直接的なメリットは、対象となる知的財産から生じる所得に対する法人税負担の軽減です¹。30%の所得控除は、法人実効税率を約 7%引き下げる効果があると試算されており⁷、これは企業の収益性向上に大きく貢献する可能性があります。また、税制上の優遇措置は、企業にとって研究開発投資をより魅力的なものとし、特に特

許や AI 関連技術といった重点分野への投資を促進する強力なインセンティブとなります⁷。知的財産から得られた利益を再投資することで、さらなる研究開発やイノベーションの創出を促す好循環も期待できます¹⁸。さらに、IP 所得に対する税負担の軽減は、日本企業の国際競争力を高めることにもつながり¹、海外企業が日本国内に研究開発拠点を設立する誘因となる可能性も指摘されています²⁰。知的財産の価値が税制面から明確に評価されることで、企業は自社の知的財産をより積極的に活用し、その価値を最大化しようとする動きが活発化することも予想されます³¹。

5.2 Potential Challenges and Concerns for Businesses

一方で、イノベーション拠点税制の導入には、企業にとっていくつかの課題や懸念点も存在します。まず、対象となる知的財産が特許権と AI 関連ソフトウェアの著作権に限定されているため、実用新案権や意匠権、営業秘密などを主な知的財産とする企業にとっては、直接的な恩恵を受けにくい可能性があります¹⁶。ただし、制度開始後に対象範囲の見直しも検討される予定です⁷。また、対象となる知的財産を組み込んだ製品の販売益が原則として除外されている点も、多くの製造業や技術系企業にとっては制度の魅力を低下させる要因となりえます⁷。さらに、自己創出比率の計算、特に経過措置期間後の知的財産ごとの研究開発費の追跡は、煩雑な事務手続きを伴う可能性があり³、中小企業にとっては大きな負担となることも懸念されます。税制上の優遇措置が特定の所得に限定されることで、税制の中立性や公平性が損なわれる可能性も指摘されています³³。また、国際的な視点で見ると、本制度の導入は国際的な税務競争を激化させる可能性があり、他国が対抗措置を講じることも考えられます³。そして、自己創出比率の算出方法によっては、意図しない租税回避を招くリスクも否定できません³。

VI. Voices from the Ground: Industry and Expert Perspectives

6.1 Perspectives from Business Leaders

企業経営者からは、イノベーション拠点税制の導入を、企業の知的財産の企業利益への貢献を明確化し、知的財産の価値を見直す良い機会と捉える声が上がっています³¹。また、本税制が、世界的に見て遅れているとされる日本企業の無形資産経営への転換を加速させるものとして期待する意見も表明されています³²。日本商工会議所や東京商工会議所といった経済団体は、本制度の趣旨には賛同しつつも、対象となる知的財産や所得範囲の拡充、特に中小企業がより簡便に利用できるような措置の導入を要望しています³⁴。さらに、本制度が外国企業の日本への研究開発拠点設立を積極的に促すためには、よりインパクトのある優遇税率が必要であるとの議論も存在します²⁰。これらの意見からは、企業経営者が本税制の導入を歓迎しつつも、その効果を最大限に引き出すためには、制度のさらなる改善や柔軟な運用が求められていることがわかります。

6.2 Insights from Tax Professionals

税理士などの税務専門家は、イノベーション拠点税制の詳細な仕組みや適用要件について、企業への情報提供やコンサルティングを積極的に行っています¹⁹。彼らは、対象となる法人の範囲、適用期間、対象となる取引、自己創出比率の計算方法などを詳細に分析し、企業が本税制を適切に活用するための支援を行っています¹⁹。研究開発費の範囲や知的財産の該当性など、実務上の判断が難しい点については、関係省庁からの明確なガイドラインの提供を求める声も上がっています⁶。また、制度の適用を受けるためには、対象となる知的財産の取得時期や製作時期に関する証拠書類の保管が重要であることも指摘されています³。税務専門家は、企業が制度の恩恵を最大限に受けられるよう、かつ税務上のリスクを回避できるよう、専門的な知識と経験に基づいたアドバイスを提供しています。

6.3 Perspectives from Researchers and Academics

パテントボックス税制に関する研究では、このような制度が企業の研究開発投資を増加させ、利益率を向上させる効果があることが示唆されています¹²。また、OECD の BEPS プロジェクトにおけるネクス・アプローチの重要性が強調されており、税制上の優遇措置が、実際に研究開発活動を行った企業に適切に配分されるべきであるという観点が支持されています³。一方で、制度設計によっては、意図しない租税回避を招いたり、特定の企業に偏った恩恵がもたらされたりする可能性も指摘されており、対象となる知的財産の範囲や税率の設定など、制度の最適な設計については継続的な議論が必要です⁸。研究者や学識経験者は、国際的な動向や過去の事例を踏まえ、日本のイノベーション拠点税制の効果や課題について、客観的な分析と提言を行っています。

VII. Strategic Alignment: Industrial Policy Significance

7.1 Contribution to Industrial Structural Transformation

イノベーション拠点税制は、日本の産業構造の高度化に向けて重要な役割を果たすことが期待されています³。特に、特許権や AI 関連ソフトウェアといった高度な技術分野におけるイノベーションを促進することで、日本経済をより付加価値の高い知識集約型産業へと転換させることが目指されています⁷。これにより、従来の製造業中心の産業構造から脱却し、より生産性の高い、国際競争力のある産業構造への転換が促進されることが期待されます³⁹。本税制が、企業の技術開発を後押しし、その成果の社会実装を促進することで、新たな産業の創出や既存産業の高付加価値化に貢献することが期待されています。

7.2 Enhancing Japan's Global Competitive Edge

前述の通り、イノベーション拠点税制の主要な目的の一つは、日本の国際競争力を強化することです¹。知的財産から生じる所得に対する税制上の優遇措置を提供することで、国内外の企業に対して、日本を研究開発拠点として選択するインセンティブを与えることが期待されています⁷。これは、日本のイノベーションエコシステム全体の活性化につながり、ひいては日本経済の持続的な成長と国際的な地位の維持に貢献することが期待されます¹。

VIII. Global Implications: International Tax and Competition

8.1 Contribution to International Tax Harmonization Efforts

日本のイノベーション拠点税制は、OECD の BEPS プロジェクトの提言、特にネクサス・アプローチに沿って設計されており³、国際的な租税回避対策に貢献する側面があります。これは、多国籍企業による税源浸食や利益移転といった問題に対処するための国際的な取り組みと整合的であり、日本が国際的な税制調和に積極的に参加する姿勢を示すものと言えます⁸。国際的な税制の整合性を保つことは、グローバルな経済活動の安定性を高め、不当な税務競争を抑制する上で重要です。

8.2 Intensification of Global Tax Competition for Innovation

一方で、日本がイノベーション拠点税制を導入したことは、知的財産に関連する国際的な税務競争をさらに激化させる可能性も否定できません³。既に同様の制度を持つ国々は、自国の制度の優位性を維持するために、税率の引き下げや対象範囲の拡大といった対抗措置を検討する可能性があります²⁰。また、これまでパテントボックス税制を導入していなかった国々も、研究開発拠点の誘致に向けて同様の制度の導入を検討する動きが広がるかもしれません¹²。各国が自国の競争力強化のために税制を積極的に活用する中で、日本もその動向を注視し、必要に応じて制度の見直しを行うことが求められるでしょう。

8.3 Potential for Tax Avoidance

ネクサス・アプローチの導入により、税制上の優遇措置と実質的な研究開発活動との関連性が強化されたものの、依然として多国籍企業による租税回避のリスクは存在します³。企業は、複雑な取引構造や知的財産の移転などを通じて、意図的に税負担を軽減しようとする可能性があります。そのため、税務当局による適切な監視と執行、そして国際的な税務協力が、制度の有効性を確保する上で不可欠となります⁶。また、制度の透明性を高め、濫用的な行為を抑制するための継続的な取り組みも重要となります。

IX. Conclusion and Strategic Recommendations

9.1 Summary of Key Findings

令和7年4月1日に施行されるイノベーション拠点税制は、日本が国際的な研究開発競争において優位性を確立し、民間投資を促進するための重要な政策です。特許権とAI関連ソフトウェアを対象とした30%の所得控除は、企業の税負担を軽減し、研究開発へのインセンティブを高める効果が期待されます。国際比較においては、税率や対象範囲において他国との差異が見られるものの、OECDのBEPSプロジェクトに沿ったネクサス・アプローチを採用している点は、国際的な税制調和への貢献を示しています。企業からは制度の導入を歓迎する声がある一方で、対象範囲の限定や事務手続きの煩雑さに対する懸念も表明されています。本税制は、日本の産業構造の高度化と国際競争力の強化に寄与することが期待される一方で、国際的な税務競争の激化や租税回避のリスクにも留意する必要があります。

9.2 Strategic Recommendations for Businesses

企業は、まず自社の知的財産ポートフォリオを精査し、本税制の対象となりうる資産と所得を特定する必要があります。特に、令和6年4月1日以降に取得または製作した特許権とAI関連プログラムの著作物に着目すべきです。次に、自己創出比率を正確に計算するために、研究開発費の管理体制を強化し、知的財産ごとの費用を追跡できるようにする必要があります。経過措置期間後のより厳密な計算に備えることが重要です。また、本税制が自社の税務戦略全体にどのような影響を与えるかを評価し、必要に応じて事業再編やIP戦略の見直しを検討することも有効です。税務専門家との連携を密にし、制度の最新情報を把握し、コンプライアンスを確保しながら、最大限の恩恵を受けられるように努めるべきです。制度の今後の動向、特に適用範囲の拡大や税率の変更などについても継続的に注視することが推奨されます。

9.3 Policy Recommendations for the Government

政府は、イノベーション拠点税制の効果を最大化するために、制度の運用状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて柔軟な見直しを行うべきです。具体的には、制度の適用状況や財源確保の状況を踏まえ、対象となる知的財産の範囲を、実用新案権や意匠権、さらには営業秘密など、より広範なイノベーションの成果を含むように段階的に拡大することを検討すべきです。また、製品販売益の取り扱いについても、一定の条件下で対象に含めることを検討することで、より多くの企業が制度の恩恵を受けられるようにすることが望ましいと考えられます。自己創出比率の計算方法については、中小企業の負担を軽減するために、より簡便な計算方法を導入することも検討に値します。制度

の透明性を高め、企業が適切に制度を活用できるよう、明確で分かりやすいガイドラインやQ&Aを整備し、周知徹底を図ることも重要です。さらに、国際的な税務動向を注視し、他国の制度との比較分析を行いながら、日本の制度の競争力を維持・向上させるための検討を継続的に行うべきです。

9.4 Conclusion

イノベーション拠点税制は、日本のイノベーションエコシステムを活性化し、長期的な経済成長と国際競争力の向上に貢献する可能性を秘めた重要な政策です。制度の成功には、企業の積極的な活用と、政府による継続的な評価と改善が不可欠です。グローバルなイノベーション競争が激化する中で、本税制が日本の研究開発拠点としての地位を確立し、持続的なイノベーション創出を支える基盤となることが期待されます。

Table 1: Key Features of Innovation Box/Patent Box Regimes in Selected Countries (Section IV)

Country	Name of Regime	Effective Tax Rate on Eligible IP Income (Approximate)	Eligible Intellectual Property (Examples)	Key Features/Nexus Requirement	Duration (if applicable)
Japan	Innovation Hub Tax System	20 %	Patents, AI-related software copyrights	30 % income deduction, "self-created ratio" based on domestic R&D	7 years
Netherlands	Innovation Box	9%	Patents, software copyrights, certain other self-developed intangible assets	Nexus approach, R&D activities in the Netherlands	-

United Kingdom	Patent Box	10 %	Patents, certain supplementary protection certificates, plant breeders' rights	Development condition, company must have actively contributed to the creation or development of the patented invention	-
France	Innovation Box	10 %	Patents, software copyrights, certain other protected innovations	-	-
Belgium	Innovation Income Deduction	Approximately 5.25% (after 85% deduction)	Patents, supplementary protection certificates, plant breeders' rights, software copyrights, orphan drug designations	Deduction of up to 85% of net innovation income from the taxable base	-
Ireland	Knowledge Development Box (Phased out)	6.25% (Historically)	Patents, copyrighted software	-	Phased out in 2023

Note: Tax rates and eligible IP can be subject to change. Please refer to the latest official information for each country.

引用文献

1. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - 経済産業省, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html
2. イノベーション拠点税制（令和 7 年 4 月 1 日施行予定） - 名古屋国際弁理士法人, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://patent.gr.jp/articles/p5098/>
3. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス ... - 経済産業省, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf
4. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai24/siryou7.pdf
5. 【No458】 令和 6 年度 税制改正大綱～イノベーションボックス税制の創設, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.fp-soken.or.jp/fpnews/business-fpnews/no458/>
6. イノベーションボックス税制 | 情報センサー2024 年 10 月 Tax update | EY Japan, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.ey.com/ja_jp/insights/tax/info-sensor-2024-10-04-tax-update
7. イノベーションボックス税制とは？政策の意義や各国の導入状況を解説 - freee, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.freee.co.jp/kb/kb-trend/innovationbox-tax-system/>
8. 令和 6 年度税制改正「イノベーションボックス税制」とは?, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.tohokuzeirishikai.or.jp/zeirishi/pdf/663.pdf>
9. 令和 6 年度（2024 年度）経済産業関係 税制改正について, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/pdf/03.pdf
10. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について - INPIT, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.inpit.go.jp/content/100884326.pdf>
11. 特許権等を売ると法人税が安くなる？ | G.Sブレインズグループ, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://brains-inc.co.jp/column/column-consulting/column-consulting-zeimu/innovation-box-tax-system/>
12. 第 2 回 我が国の 間企業による イノベーション投資の促進に関する研究会 事務局説明資料 - 経済産業省, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/pdf/002_05_00.pdf
13. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）に関するオンライン説明会 - 経済産業省, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_event_siryou.pdf
14. 特許所得に関する新税制、注目すべき与党協議の 3 つの論点 | DTFA Institute - デロイト トーマツ, 4 月 4, 2025 にアクセス、

- <https://faportal.deloitte.jp/institute/report/articles/000899.html>
15. 弁護士堀田善之が執筆した「イノベーションボックス税制の創設－知的財産権の観点と事業者への影響」が『税務弘報 2024 年 7 月号』（中央経済社）に掲載されました。、4 月 4, 2025 にアクセス、<https://hotta-law.com/news/367/>
 16. イノベーションボックス税制とは？控除対象や事業者への影響を解説 - マネーフォワードクラウド, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://biz.moneyforward.com/accounting/basic/75410/>
 17. イノベーション拠点税制に関する課題と検討 - 大阪樟蔭女子大学リポジトリ, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/record/2000193/files/11_%E5%A4%A7%E9%98%AA%E6%A8%9F%E8%94%AD%E5%A5%B3%E5%AD%90%E5%A4%A7%E5%AD%A6%20%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%B4%80%E8%A6%81%20%E7%AC%AC15%E5%B7%B%20%E8%B6%8A%E6%99%BA%E7%A0%82%E7%B9%94%2094-104.pdf
 18. イノベーションボックス税制 [あいわ税理士法人 コラム] | ZEIKEN PRESS - 税務研究会, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.zeiken.co.jp/zeikenpress/press/0004pp20250109/>
 19. 令和 6 年度税制改正～イノベーションボックス税制 - 鴨宮パートナーズ, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://kamomiya-partners.com/setsuritsu/innovation-box/>
 20. イノベーションボックス税制とは - 税理士事務所 HERITAGE, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://heritage-inc.jp/posts/Innovationbox>
 21. The Patent Box：各国のペテントボックス税制の概要 - PwC, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2013-05-01.pdf>
 22. 各国のペテントボックス税制の概要 - PwC, 4 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/sk-2013-05-02.pdf>
 23. 日本企業における無形資産の海外での管理とペテントボックス税制について - 税務, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://www.eytax.jp/pdf/article/2011/kokusai_zeimu_20110805.pdf
 24. 欧州のペテントボックス税制, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/european_patent_box_regimes_jp.pdf
 25. 欧州諸国におけるペテントボックスと 研究開発インセンティブ - ジェトロ, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/European_Patent_Box_Regimes_2023_JP_rev.pdf
 26. 英国のペテントボックス税制導入 - 弁理士法人 深見特許事務所, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/1761/
 27. ペテントボックス制度:技術革新による利益について法人税率を 軽減する優遇制度 - Reddie & Grose, 4 月 4, 2025 にアクセス、https://www.reddie.co.uk/images/stories/downloads/japanese/article_%20the%20patent%20box_jp.pdf
 28. 知的財産に関する国際的な税と マネジメント上の課題, 4 月 4, 2025 にアクセス、http://www.jpipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2016_04_480.pdf

29. 令和 6 年度税制改正 - 財務省, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2024_pdf/zeisei24_all.pdf
30. 2025 年度税制改正要望 - 日本化学工業協会, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.nikkakyo.org/system/files/20240920Request.pdf>
31. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）に関するオンライン説明会 - YouTube, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.youtube.com/watch?v=uoo_zQo_QQI
32. EYJapan、経済産業省「令和 6 年度技術開発調査等の推進事業費（あるべきイノベーション政策の検討に向けた調査事業）」を受託, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.ey.com/ja_jp/newsroom/2024/09/ey-japan-news-release-2024-09-09
33. イノベーションボックス税制のメリットとデメリット - よろず知財戦略コンサルティング, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://yorozuipsc.com/blog/3251419>
34. 「令和 7 年度税制改正に関する意見」を公表 | 日本商工会議所, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.jcci.or.jp/news/2024/0919140000.html>
35. 「令和 7 年度税制改正に関する意見」について | 政策提言・要望 - 東京商工会議所, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1204108>
36. 経済産業省「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について（更新）」を公表 - TKC グループ, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.tkc.jp/consolidate/tkc_express/2025/03/202503_12282
37. 対象所得 30%控除可「イノベーションボックス税制」とは？ | AI や著作権との関係は？ | 税制改正大綱 | Kyutaro - note, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://note.com/kyutaro15/n/nd22c06c85647>
38. イノベーション促進のための税制度に関する研究, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<http://www.jpia.or.jp/kaiin/katsudou/houkoku/bukaihoukoku/1507/management12.pdf>
39. 第 2 節 産業の高度化と情報化の役割 - 内閣府, 4 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je89/wp-je89-00202.html>
40. 令和 2 年度 産業高度化・事業革新促進計画の実施状況 令和 3 年 9 月 沖縄県, 4 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/010/221/r2sangyoinobejisijokyo.pdf